

名古屋市青少年交流プラザ部活動推進事業実施要項

令和6年 名古屋市青少年交流プラザ 作成

この要項は名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う部活動推進事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

<趣旨>

- ・本事業は、“三層支援に基づく段階に応じた総合支援プログラム”の2-2「プラザにおいて、青少年自ら参加・参画するイベントを実施し、青少年の社会参加や地域、企業等様々な人との交流を図る」を念頭に進める。
- ・本事業においてプラザは、青少年が実現したいこと（やりたいこと）を仲間と交流しながら行い、自分の新たな可能性に気付けるよう支援する。
- ・本事業は、関係性づくりの観点でも定例会などを行う長期的な活動とする。
- ・プラザ全体を使うような規模の企画・運営を行う場合は自主活動推進活動とし、プラザの協力を得ながら行うことを勧める。

<参加者規定>

本事業は、以下の条件を満たすこととする。

○団体の人数

- ・部員が3名以上で「部活動」とする。
- ・部員が1, 2名で「同好会」とする。（別途資料1）
- ・部員の上限はなし。

○年齢

- ・部員が中学1年生～34歳である。
- ・団体の代表者が中学1年生～34歳である。
- ・18歳未満の者が団体の代表者および部員となる場合は保護者の同意を必要とする。（様式1）
- ・部員が中学生未満の場合、部員にはならない。ただし、部員ではない形で参加する案があれば職員と相談し、参加を検討することも可能である。
- ・部活動（同好会）内で年齢の幅をより狭く設定して募集することが可能である。

< 事業内容 >

プラザは青少年による体験・交流の場を提供し、主体的な活動を促すという観点から次に掲げる内容を対象として事業を実施する。

○活動内容

・青少年の体験・交流の場となり、主体的な活動を実施することができるとプラザが判断したら可とする。

ただし、下記の項目については本事業として認めることはできない。

- ① 特定個人または団体の利益（売上）につながるもの
- ② 危険を伴うもの
- ③ 宗教、反社会的組織等に関係するもの
- ④ プラザに不利益となるもの
- ⑤ その他、プラザ事業として適切でないと判断したもの

・部活動名は「○○部」とすること。

○頻度

原則、月1回以上の活動を行う。

- ・活動回数が月1回を下回る場合は代表者からプラザに相談をすること。
- ・活動回数の上限は週1回とする。（ただし、主催事業前など短期間に複数回の実施を希望する場合は応相談）
- ・1年以内に一度も活動のない部活動（同好会）は活動を停止する。
- ・活動の仕方によっては、プラザから今後の活動継続について打診する場合がある。
- ・活動を廃止する場合は部員全員の承諾を得た上で、部長とプラザが決定する。

○活動場所

原則、プラザを拠点に行う。

- ・活動場所はプラザのオープンスペースや貸室を使用することが可能である。
- ・事前にどこで活動を行うかプラザに申し出ること。
- ・登録時の打ち合わせで活動場所を固定することが可能である。
- ・貸室を使用する際は活動場所が決定した時点でプラザに申し出ること。（予約を行う必要があるため）
- ・急遽、活動場所を変更する際に希望に添えない場合がある。
- ・施設外で活動を行う場合は、立案した時点でプラザに相談し、活動実施日の1か月前までにプラザとの打ち合わせを行い、企画書を作成すること。

○会計

原則、参加無料とし、部活動（同好会）での会費徴収はしないこととする。

- ・活動の際にプラザにある備品の必要分を無料で活用することができる。そのほかに必要な道具等あればプラザに相談すること。
- ・備品以外に個人単位で必要な物がある場合は個人で準備すること。
- ・プラザは、部活動によっては年間で“部費”を支給することができる。なお、金額や支給頻度はプラザと部長・副部長と相談の上で決定する。

<実施手続> (※別途資料2)

・部活動(同好会)立ち上げ

代表者より計画書(様式2)の提出があった場合には、事業が目的に即して実施されるようプラザが助言・指導を行うとともに、その内容を検討し、検討結果を対象団体代表者に対して連絡する。また、活動内容によっては希望に添えないことがある。

<その他>

プラザは、対象団体と共催で事業を実施する場合には、プラザ、青少年宿泊センター等の実施場所を確保するとともに、次に掲げる対応を行うことができる。

- ① チラシ作成における用紙の提供および印刷機の使用許可
- ② 児童館や図書館へのチラシ配下依頼
- ③ プラザのホームページ、フェイスブックへのチラシや事業に関する記事等の掲載
- ④ 広報なごや等への記事掲載の依頼
- ⑤ 実施に必要な機材や物品の貸与

また、広報活動については「広報活動について」(別途資料3)を理解した上で行うこと。

名古屋市青少年交流プラザ 部活動・自主活動推進事業実施要項

参加パスポート

令和6年 名古屋市青少年交流プラザ 作成

いつも名古屋市青少年交流プラザへのご理解とご協力をありがとうございます。

こちらの“参加パスポート”は部活動と自主活動を行う全員に記入をお願いしています。
当施設での活動を行う中で緊急時の情報共有や、保護者様の参加同意を表すものになりますので、
必ず記入し提出してください。疑問や不安なことがあれば気軽にお問い合わせください。

記入日： 年 月 日

参加する 活動名	
氏名	
連絡先	電話番号： メールアドレス：
生年月日	
所属 (任意)	例：〇〇学校〇年

15歳以上の方は下記のどちらかに○をつけてください。

※ 登録するとボランティア情報のメール送信があり、活動により謝金が発生する場合があります。

ユースボランティアに登録する / 登録しない

未成年（18歳未満）の方は下の枠内を書いてもらい、提出してください。

保護者 氏名		印
保護者 連絡先	電話番号：	
写真撮影 同意	活動内で記録・広報用に写真を撮影し、広報媒体にて使用する場合があります。 ご本人と保護者様でご相談の上、あてはまるものに○をつけてください。 同意する ・ 同意しない	

名古屋市青少年交流プラザ 部活動推進事業実施要項

同好会について

令和6年 名古屋市青少年交流プラザ 作成

「名古屋市青少年交流プラザ部活動推進事業実施要項」における、同好会について定めるものとする。主な内容は要項に帰属するため、本紙では部活動と異なる点を示す。

<趣旨>

部員の“居場所”であることを尊重する事業である。
プラザ事業に参加・参画しなくてもよい。

<参加者規定>

部員が1, 2名で「同好会」とする。
部員が3名以上になった場合にプラザと相談の上、部活動に変更することができる。
また、新規部員募集は行わないことを可とする。
対象年齢については原則中学1年生～34歳とする。プラザと相談の上、小学6年生以下や35歳以上が参加することが可能である。

<事業内容>

月1回以上の活動を基本としているが、プラザと相談の上で開催頻度を月1回以下にできる。
また、同好会名には「部」を含まないこと。

<会計>

活動場所は原則オープンスペースのみとする。
貸室を使用したいときは部長または副部長からプラザに申し出ること。
備品の使用はプラザと相談の上、使用を可とする。
“部費”の支給はない。

やりたいことがある

名古屋市青少年交流プラザに相談
(受付・TEL・HPの問い合わせフォーム)

やりたいことをカタチにするためにプラザで出来ることを提案

やりたいことを
多くの人にむけて行いたい

自主活動推進事業
に申請

実施希望日1か月前
・企画書提出(様式あり)
・職員との打ち合わせ

企画準備

職員と密に連絡をとる

活動当日

職員や仲間と情報共有し、
運営をする

ふりかえり

・今回行った企画をふりかえる
・次回企画や定例会など今後の活動を検討・設定

やりたいことを
人と共有したい

部活動推進事業
に申請

活動開始前
・計画を提出(様式あり)
・職員との打ち合わせ

活動初日

やりたいことが
他の活動できそう

すでにある活動に参加

企画委員会、部活動、
ユースボランティア等

見学・体験
か
活動日に参加

各事業の情報はコチラ↓

自主活動 要項



部活動 要項



Instagram ↓



今までの活動

ホームページ ↓



各事業を同時に複数参加することができる

(例) ・部活動を行う中で自主活動をはじめる
・〇〇部にも△△部にも入っている
・◇◇部の仲間と別の部活動を立ち上げる

名古屋市青少年交流プラザ 部活動推進事業実施要項

広報活動について

令和6年 名古屋市青少年交流プラザ 作成

「名古屋市青少年交流プラザ 部活動推進事業実施要項」における、青少年自身の「広報活動」について定めるものとする。

<広報媒体>

現在、登録されている部活動が扱っている広報媒体はポスター、チラシ、ホームページ、SNSがあり、SNSはX、Instagram、TikTokを用いている。

各種媒体を用いる場合は、事前に相談をすること。

<発信内容>

部活動の活動の発信、または他組織へのつながりに関わるものであれば可とする。

ただし、下記の項目については本事業において認めることはできない。

- ・過激なもの、性的なもの、だれかを批判・恫喝するもの等、公の秩序に反するもの
- ・住所、氏名、年齢、学校名等、個人が特定できるもの
- ・部活動自体に収益が入るもの

また、下記の項目について留意する。

- ・写真や動画を使って発信する際に、著作権や肖像権を侵害しないように配慮すること
- ・無料サイトで作成した部活動独自のロゴや表記を使用する際は事前に相談すること
- ・不特定多数の人に見られる可能性を考えた上で投稿を行うこと